

「第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項の一部を改正する告示（案）」に対する意見公募の結果について

令和4年8月22日
経済産業省製造産業局化学物質管理課オゾン層保護等推進室
環境省地球環境局地球温暖化対策課フロン対策室

令和4年6月13日付けで、「第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項の一部を改正する告示（案）」に係る意見募集を行いましたところ、御提出いただいた御意見は1件でした。

御提出いただいた御意見の概要及び御意見に対する考え方を別紙のとおりまとめましたので、公表いたします。

御協力いただきありがとうございました。

1. 実施期間等

- （1）募集期間：令和4年6月13日（月）～令和4年7月12日（火）
- （2）実施方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）、窓口配布
- （3）意見提出方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォーム、電子メール、郵送

2. 御意見総数

意見数：1件

3. 本件に関するお問い合わせ先

経済産業省製造産業局化学物質管理課オゾン層保護等推進室
電話：03-3501-4724

(別紙)

「第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項の一部を改正する告示(案)」に対する御意見及びそれに対する考え方

※ 計1の個人・団体から計1項目のご意見をいただきました。

番号	頂いた御意見の概要	御意見に対する考え方
1	常時監視システムを簡易点検に認める方向で前進されたことは素晴らしいご判断ですが、今回規定した機能を有するシステムであれば、1年に1回、または3年に1回の技術者による定期点検でフロン漏えいを発見する精度よりも、圧倒的にフロン漏えい防止に貢献します。よって早急に定期点検にも適用し、早く市場に普及させることがフロン排出抑制法の目指すところと思います。	常時監視システムの定期点検への適用については、関係業界と調整しながら、引き続き検討してまいりたいと考えております。